



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (所在地: 栗原市瀬峰下田50-8 電話: 0228-38-3131)

労働災害は減少傾向

▶令和5年の登米・栗原における労働災害(休業4日以上)による被災者数は、令和5年6月末日現在、全産業で77人です。先月末の時点では昨年同時期とほぼ変わらない被災者数でしたが、ここにきて減少幅が大きくなりました。この傾向を一過性のものとししないようにする必要があります。減少傾向を継続させるために、気を緩めず、引き続き労働災害ゼロに向けた様々な取組を行ってまいりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶宮城県全体に着目すると、先月までは死亡者数が昨年同時期と比べて多い状態でしたが、令和5年6月末日現在で昨年同時期よりも少なくなりました。※瀬峰署は、死亡者ゼロで推移しております。

新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害発生状況(令和5年6月末現在) ※速報値

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
休業4日以上	91	77	1133	1051
死亡	2	0	8	7

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け

働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド



暑い日々が続きますので熱中症防止対策に万全を期してください。STOP! 熱中症

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

改正法の施行についてお知らせいたします。

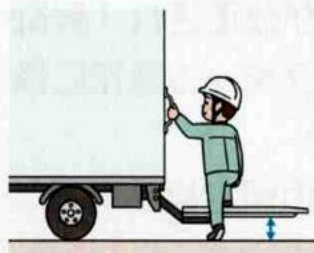
改正法の施行について(令和5年10月1日施行)トラック関係 1

●昇降設備について(安衛則第151条の67関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載荷重が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

(2) 改正法の施行について（令和5年10月1日施行）トラック関係 2

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載荷重が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

(1) 最大積載荷重が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

(2) 最大積載荷重が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る）。

※保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの	適用されないもの
 平ボディ車 (荷台の側面が構造上開閉できるものの例)	 バン (テールゲートリフターが設置されていないもの)
 ウイング車 (荷台の側面が構造上開閉できるものの例)	※墜落・転落の危険のある作業において 保護帽を着用することが望ましい。
 バン (テールゲートリフターが設置されているもの)	

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

改正法の施行について（令和5年10月1日施行）建設関係 1

● 石綿等の事前調査について（石綿則第3条関係）

建築物の解体又は改修の作業を行う際には、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません。令和5年10月1日以降は、この調査を「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



改正法の施行について（令和5年10月1日施行）建設関係 2

● 足場の点検者の指名等について（安衛則第567条、第568条、第655条関係）

(1) ①作業開始前点検、②強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震後の点検、③足場の組立て、一部解体若しくは変更後の点検、を行う際には、点検者を指名することが義務付けられます。

(2) 足場の組立て、一部解体若しくは変更後の点検につきましては、指名した点検者の氏名を記録し、これを保存することが義務付けられます。

今後も、必要に応じて改正法施行のご案内を行いたいと思います。